平成２３年（フ）第３４２号
埼玉県春日部市緑町６丁目８番15号　サンテラス春日部102号
債務者　東原　千秋（旧姓梅野）
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３４８号
埼玉県越谷市東越谷１丁目11番地９　グレースメゾンⅠ―103号
債務者　外園　佳之
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３４９号
埼玉県越谷市東越谷１丁目11番地９　グレースメゾンⅠ―103号
債務者　外園　昌江
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第９５号
岐阜県大垣市南若森町529番地８
債務者　谷藤　憲彦
1　決定年月日時　平成23年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第１１７号
群馬県邑楽郡邑楽町大字赤堀4063番地22
債務者　谷津めぐみ（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成23年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第２７８号
埼玉県春日部市八丁目12番地ビラスリー101
債務者　新井　桃子
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３０３号
埼玉県草加市西町215番地７、旧住所埼玉県草加市氷川町688番地１　ダイアパレス草加氷川町202号
債務者　渡邉　利奈
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２７１号
埼玉県越谷市千間台西５丁目12番地１　第二ロイヤルハイツ101
債務者　村越　静江
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２９５号
埼玉県春日部市豊町５丁目９番地６
債務者　高久　清志
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２９６号
埼玉県春日部市豊町５丁目９番地６
債務者　高久　教子
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３０５号
埼玉県八潮市大字八條1452番地３　ディアコート106号
債務者　今野　雄介
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２５９号
埼玉県熊谷市石原３丁目128番地１　ドエル石原Ｂ棟202号室
債務者　今井　綾子
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３５７８号
大阪府寝屋川市末広町２番23号
債務者　時田　茂樹
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７１８号
大阪府茨木市郡３丁目20番21号
債務者　北山　麻美
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７７２号
大阪府池田市鉢塚３丁目８番17―102号
債務者　山本　恒彦
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８０１号
大阪府寝屋川市萱島南町13番30号、前住所大阪府寝屋川市東神田町33番２号
債務者　ボディショップ坂本こと　坂本　章一
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８６４号
大阪府八尾市陽光園１丁目３番18―302号、前住所大阪府八尾市陽光園１丁目５番６号大北ビル301号
債務者　フェリーチェこと　中山恵理子
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９１１号
大阪市北区中崎西１丁目１番７―505号
債務者　安岡　知洋
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで大阪地方裁判所第６民事部